

埼玉県報



埼玉県発行

規則

埼玉県立武道館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年五月十八日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第三十二号

埼玉県立武道館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立武道館管理規則(昭和五十八年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十三条第一項」の下に「及び埼玉県立武道館条例(昭和四十三年埼玉県条例第三十六号。以下「条例」という。)第二十四条」を加える。

第二条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「条例第三条第一項」に改め、同項を同条とする。

第三条の見出しを「(利用時間)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「条例第四条」に、「開館時間」を「利用することができる時間」に改め、同項を同条とする。

第四条を次のように改める。
(利用手続)

第四条 条例第五条第一項の規定による利用をしようとする者のうち、武道館の主要道場、第一道場、第二道場、近的弓道場、遠的弓道場、屋外相撲場、屋内相撲場、会議室、放送室及び浴室並びに附属設備(以下「施設等」という。)を占用で利用する許可を受けようとするものは、利用を開始しようとする日の三月前の日から利用を開始しようとする日の三日前までの間に、様式第一号の利用許可申請書を館長(条例第十六条第一項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))に条例第十六条第二項に規定する指定管理業務(第十五条第五号及び第十九条第一項において「指定管理業務」という。))を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この項、第四項及び第七条において同じ。)に提出し、館長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 館長は、特別の事情があると認めるときは、前項の期間を変更することができる。

目次

規則

○埼玉県立武道館管理規則の一部を改正する規則 (スポーツ振興課) 一

告示

○平成十九年度狩猟免許試験等の実施に係る告示 (みどり自然課) 八

○大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業支援課) 一〇

○大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 () 一〇

○富士見第一土地改良区の役員就退任届 (川越農林) 一一

○測量法に基づく公共測量の終了 (用地課) 一二

○ () 一三

○ () 一三

○ () 一三

○建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程等の指定 (建築指導課) 一三

○都市計画に関する公聴会の中止 (住宅課) 一三

○ () 一三

○情報通信ネットワークシステムの賃貸借に係る一般競争入札の公告 (会計課) 一四

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 一六

○ () 一六

○県道秩父荒川線の区域の変更 (秩父県土) 一六

○開発行為に関する工事の完了公告 (行田県土) 一七

○ () 一七

○ () 一七

○ () 一七

○ () 一七

○ () 一七

る。

3 第一項の許可は、様式第二号の許可書を交付して行うものとする。

4 条例第五条第一項の規定による利用の許可を受けようとする者のうち、第一道場、第二道場、近的弓道場、遠的弓道場及び屋内相撲場を占用以外で利用しようとするものは、様式第三号の利用申請簿に、所定の事項を記入し、館長の許可を受けなければならない。許可に係る申請を変更しようとするときも、同様とする。

5 前項の許可は、様式第四号の利用券を交付して行うものとする。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

第七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第四条第五項」を「条例第五条第三項」に改め、「制限」を削り、同条第二号を同条第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条を第六条とする。

二 条例第六条の規定に違反したとき。

第八条の見出し中「設備」を「設備等」に改め、同条中「利用権利者」を「条例第五条第一項の規定による利用の許可を受けた者」に改め、同条を第七条とする。

第九条及び第十条を削り、第十一条を第八条とする。

第十二条の見出し中「の使用料」を「を利用する場合の額」に改め、同条中「附属設備の使用料」を「条例別表第四号の規定により別に定める附属設備を利用する場合の額」に改め、同条を第九条とする。

第十三条第二項中「様式第三号」を「様式第五号」に、「様式第四号」を「様式第六号」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(使用料の還付手続)

第十一条 条例第十四条第三号に規定する埼玉県教育委員会規則で定める日は、利用を開始しようとする日前三十日(第四条第一項の規定による許可の場合に限る。)とする。

2 条例第十四条第三号の規定による利用の許可の取消しの申出は、その旨を記載した書面により、第四条第三項に規定する許可書を添えて館長に行わなければならない。

第十四条を第十二条とし、第十五条を第十三条とし、第十六条を第十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

第十五条 条例第十七条第一項の規定による申請は、埼玉県教育委員会が指定する期限までに様式第七号の指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、埼玉

県教育委員会に提出することにより行わなければならない。

一 一定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

二 埼玉県教育委員会が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

三 埼玉県教育委員会が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

四 組織及び運営に関する事項を記載した書類

五 指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類

六 前各号に掲げるもののほか、埼玉県教育委員会が必要と認める書類
(利用料金の承認申請)

第十六条 指定管理者は、条例第二十二条第二項の規定により利用料金について埼玉県教育委員会の承認を受けようとするときは、様式第八号の利用料金承認申請書を埼玉県教育委員会に提出しなければならない。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

(利用料金の納期限)

第十七条 条例第二十三条第一項の利用料金の納期限は、埼玉県教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。

(利用料金の減免申請)

第十八条 指定管理者は、条例第二十三条第四項において準用する条例第十三条の規定により利用料金の減額又は免除について埼玉県教育委員会の承認を受けようとするときは、様式第九号の利用料金減額(免除)申請書を埼玉県教育委員会に提出しなければならない。

第十八条の次に次の三条を加える。

(指定管理者が指定された場合の特例)

第十九条 指定管理者が指定管理業務を行う場合については、第十二条、第十三条及び第十四条の規定は、適用しない。

2 第十一条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第十一条第二項中「条例第十四条第三号」とあるのは「条例第二十三条第四項において準用する条例第十四条第三号」と、「館長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(事業計画及び事業報告)

第二十条 館長は、あらかじめ、教育長の承認を得て、武道館の事業計画を定める

様式第二号(一)中「団体名」や「団体名又は氏名」は「埼玉県立武道館長」
 や「埼玉県立武道館指定管理者」は「既納使用料」
変更後の

使用料	納入すべき使用料	や	既納額
-----	----------	---	-----

変更後の額	納入すべき金額	は
-------	---------	---

様式第四号中「様式第4号(第13条関係)」や「様式第6号(第10条関係)」は「団体名」や「団体名又は氏名」は「同様式を様式第六号とする。」
 様式第三号中「様式第3号(第13条関係)」や「様式第5号(第10条関係)」は「団体名」や「団体名又は氏名」は「同様式を様式第五号とする。」
 様式第二号(一)の次に次の様式を加える。

様式第3号(第4条関係)

埼玉県立武道館 利用申請簿

日付	番号	氏名	利用する道場	利用時間帯	区分	備考

様式第4号(第4条関係)

利 用 券

利用する道場

年 月 日

時 分～ 時 分

1人1回 円

埼玉県立武道館

様式第六号の次に次の三様式を加える。

様式第7号(第15条関係)

埼玉県立武道館指定管理者指定申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名




指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第8号(第16条関係)

埼玉県立武道館利用料金承認申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

埼玉県立武道館指定管理者 

利用料金の額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

区 分	利用料金(円)	備 考

注1 区分欄には、施設、設備の名称、利用区分等の指定管理者が利用料金を設定するに当たり必要な区分を記入すること。

注2 欄が不足する場合は、別紙に記入し、本申請書と併せて提出すること。


注3 用紙は、日本工業規格A列4番縦型とすること。

様式第9号(第18条関係)

埼玉県立武道館利用料金減額(免除)申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

埼玉県立武道館指定管理者 

利用料金を次のとおり減額(免除)することについて、承認を受けたいので申請します。

減額(免除)の承認を受けようとする利用料金の区分	減額(免除)の承認を受けようとする理由	減額(免除)の承認を受けようとする額	備 考

注1 欄が不足する場合は、別紙に記入し、本申請書と併せて提出すること。

注2 用紙は、日本工業規格A列4番縦型とすること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 埼玉県立武道館条例(昭和四十三年埼玉県条例第三十六号)第十六条第一項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に埼玉県立武道館の管理を行わせるときは、改正前の第八条の規定により館長がした特別の設備の承認(この規則の施行の日以後の利用の許可に係るものに限る。)は、改正後の第三条の規定に基づいて指定管理者がした特別の設備の承認とみなす。

告示

埼玉県告示第八百九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第四十一条の狩猟免許試験並びに法第五十一条第二項の適性試験及び同条第四項の講習を次のとおり実施する。
平成十九年五月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 狩猟免許試験

イ 免許の区分、試験の期日及び会場並びに免許申請書の提出期限

免許の区分	期日	会場	提出期限
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	平成十九年 七月三十一日(火)	東松山市民文化センター	平成十九年 七月二十六日(木)
網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟	平成十九年 九月二日(日)	鴻巣市文化センター	平成十九年 八月二十九日(水)
わな猟	平成十九年 十月二日(火)	秩父宮記念市民会館	平成十九年 九月二十七日(木)

ロ 試験の受付時間

各期日とも午前九時三十分から九時五十分まで

ハ 受験資格

次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
 - (2) 試験当日において満二十歳に達している者
- ニ 免許申請書の提出先
受験者の住所地を管轄する各環境管理事務所

ホ 提出書類

- (1) 狩猟免許申請書
- (2) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)一枚
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し
- (4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

ヘ 狩猟免許手数料

五千三百円(法第四十九条第一号に掲げる者にあつては四千円)相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許申請書にはり付けて納付すること。

ト 試験の方法

(1) 試験は、次に掲げる科目について行う。

区分	科目	目
適性試験	視力 聴力 運動能力	
知識試験	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令に関する知識 猟具に関する知識 鳥獣に関する知識 鳥獣の保護管理に関する知識	

技能試験	網猟免許に係る場合にあっては、猟具の判別及び取扱い並びに鳥獣の判別能力 わな猟免許に係る場合にあっては、猟具の判別及び取扱い並びに獣類の判別能力 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許に係る場合にあっては、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別能力
------	---

- (2) 技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対して行う。
 (3) 法第四十九条第一号に該当する者については、知識試験のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に係るものを免除する。

- チ 狩猟免許の交付
 試験の合格者に対しては、狩猟免許を交付する。
 リ その他
 受験者が申し込んだ試験会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することができる。

二 狩猟免許の更新を受けようとする者の適性試験及び講習
 イ 適性試験及び講習の期日及び会場並びに免許更新申請書の提出期限

期 日	会 場	提出期限
平成十九年七月二十一日 (土)	さいたま市民会館いわつき	平成十九年七月 十八日 (水)
平成十九年七月二十四日 (火)	深谷市花園文化会館アドニス	平成十九年七月 十九日 (木)
平成十九年八月 八日 (水)	秩父地方庁舎	平成十九年八月 三日 (金)
平成十九年八月二十三日 (木)	川越南文化会館	平成十九年八月 二十日 (月)

- ロ 適性試験及び講習の受付時間
 各期日とも午前九時三十分から九時五十分まで
 ハ 適性試験及び講習を受ける資格
 次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 県内に住所を有する者
 (2) 平成十九年九月十四日に有効期間が満了となる狩猟免許を受けている者
 ニ 免許更新申請書の提出先
 狩猟免許の更新を受けようとする者の住所地を管轄する各環境管理事務所
 ホ 提出書類

- (1) 狩猟免許更新申請書
 (2) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・センチメートル、横二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)一枚
 (3) 銃砲刀剣類所持等取締法第四十一条第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し
 (4) 銃砲刀剣類所持等取締法第四十一条第一号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第四十条第二号から第四号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

ヘ 狩猟免許更新手数料
 二千九百円相当額の埼玉県収入証紙を狩猟免許更新申請書にはり付けて納付すること。
 ト 適性試験及び講習の科目

区分	科 目
適性試験	視力 聴力 運動能力
講 習	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 猟具 鳥獣 鳥獣の保護管理

- チ 狩猟免許の交付
 講習を受講し、適性試験に合格した者に対しては、狩猟免許を交付する。
 リ その他
 申請者が申し込んだ適性試験及び講習の会場が定員に達しているときは、別の期日及び会場を指定することができる。

三 免許申請書等の請求

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書は、各環境管理事務所に請求すること。

埼玉県告示第八十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニハードウェア川越店

川越市大字藤間字開発二百十の二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前)

ユニディ川越店

(変更後)

ユニハードウェア川越店

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名変更

(変更前)

株式会社ユニリビング 代表取締役社長 三野村和雄

(変更後)

株式会社ユニリビング 代表取締役社長 木下邦久

ハ 変更年月日

平成十四年十二月一日(大規模小売店舗の名称)

平成十九年四月一日(代表者の氏名)

ニ 届出年月日

平成十九年五月二日

二 縦覧期間

平成十九年五月十八日から平成十九年九月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年五月十八日から平成十九年九月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第八十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越モディ

川越市脇田町四の二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前)

丸井川越ショッピングビル

(変更後)

川越モディ

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名変更

(変更前)

株式会社丸井 代表取締役 青井 浩

東京都中野区中野四丁目三番二号

(変更後)

株式会社石橋楽器店 代表取締役 石橋清一 外三十二社

東京都千代田区神田駿河台二の二

ハ 変更年月日

平成十九年三月二十四日

二 届出年月日

平成十九年五月二日

二 縦覧期間

平成十九年五月十八日から平成十九年九月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年五月十八日から平成十九年九月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第八百二十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月十八日

埼玉県知事 上田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

ファッションセンターしまむら上野台店

深谷市大字上野台三千三百九 他

店舗等に設置される施設(室外機等)が騒音規制法及び振動規制法、埼玉県生活環境保全条例の特定施設、指定騒音施設に該当する場合は、設置工事開始の三十日前までに市環境課へ届出を行うとともに、法令等の規制の対象に該当しない場合であっても室外機等の騒音発生施設の設置については近隣住民から苦情を発生させないよう配慮すること。

当該施設は二十台以上駐車可能な駐車場を付設しており、埼玉県生活環境保全条例により騒音・振動の規制対象となることから、利用者にアイドリングストップ、前向き駐車車の励行を周知徹底し、周辺住民の生活環境に支障をきたさないよう、十分な配慮を行うこと。

駐車場内の街路灯を設置するに際しては、南通り線側を照射するよう工夫し、夜間における交通安全の確保にも努めること。

平成十九年一月二十五日に開催された交通協議の内容に基づき、幅員六メートルの出入口を一箇所新設、既存の出入口(幅員六メートル)と併用することとし、車輛の出入りについては、出口、入口それぞれ専用とすること。

店舗予定地の前面道路(南通り線)は、近隣に所在する桜ヶ丘小学校、南中学校の通学路となつていことから、出入口付近の歩道部分への進入時に車輛が減速するよう措置を講ずること。

道路に境界を明示する鉄が設置されているので、亡失しないこと。

営業上排出される全ての廃棄物の保管・処理について管理を徹底し、廃棄物の飛散、悪臭の発生等、周辺的生活環境を悪化させることがないよう配慮すること。

建設工事中において、工事車輛の運行及び工事現場への立入禁止措置といった近隣の児童生徒に対する安全確保に努めること。

関連法令の基準の遵守、交通協議の内容を尊重し、先行オープンすることがないよう特段の配慮をすること。

周辺住民の生活環境に配慮した店舗の新設・運営に努めるとともに、周辺住民の生活環境に影響が生じた場合、速やかに対処するよう努めること。

地元商店街及び商工会議所、商工会等と連携を図り、地域商工業の活性化に努めること。

二 縦覧期間
平成十九年五月十八日から平成十九年六月十八日まで

三 縦覧場所
埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県北部産業労働センター

埼玉県告示第八百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、
富士見第一土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名
及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年五月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	渋谷謙一	富士見市大字下南畑二七八番地
同	渋谷幸男	同 同 二五一番地
同	柳川タケ子	同 同 五七三番地
同	柳川武史	同 同 一七〇一番地
同	吉川豊	同 同 三七二六番地一
同	大熊春雄	同 同 三二一四番地二
同	砂川晃	同 同 四一〇九番地
同	新井藤一	同 同 三九二四番地
同	木下雄一	同 同 二四三三番地
同	須田要一	同 同 二二二七番地
同	市川善雄	同 同 南畑新田九四〇番地
同	吉田義昭	同 同 八二八番地一
同	桶田正義	同 同 四五六番地
同	柳下正栄	同 同 二二三番地
同	谷澤良一	同 同 下南畑九六〇番地
同	小嶋俊雄	同 同 八〇七番地
同	新井良夫	富士見市大字下南畑五〇八番地一

職名	氏名	住所
監事	砂川義松	富士見市大字下南畑四〇八九番地
同	水村昭	同 同 二四六五番地
同	小嶋松明	同 同 六七三番地

職名	氏名	住所
理事	渋谷勝嘉	富士見市大字下南畑一四四番地
同	丸山隆一	同 同 南畑新田一七〇番地
同	吉川雄宝	同 同 下南畑三七三五番地
同	砂川義松	同 同 四〇八九番地
同	桶田正	同 同 南畑新田四五〇番地
同	小嶋松明	同 同 下南畑六七三番地
同	坂間一己	同 同 南畑新田八六七番地
同	渡井一作	同 同 下南畑二〇三三番地
同	長堀博昭	同 同 三一八一番地
同	長根昭昭	同 同 三五二七番地
同	栗原昭夫	同 同 四九八番地
同	谷澤秋美	同 同 一一三六番地
同	柳川政春	同 同 一六九五番地
同	砂川政春	同 同 四〇三一番地
同	水村正宏	同 同 二四八七番地
同	橋本清一	同 同 南畑新田九三五番地
同	新井敏夫	富士見市大字下南畑二六番地
同	島村文夫	同 同 南畑新田二一九番地
同	吉川勝勇	同 同 下南畑三二四三番地
同	橋本廣治	同 同 一四四六番地二

埼玉県告示第八百十四号

公共測量(確測基準点測量及び確定測量図作成)が、平成十九年三月三十一日に終了した旨、測量計画機関の長である

から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百十五号

公共測量(三級基準点測量)が、平成十九年三月二十三日に終了した旨、測量計画機関の長である行田市長横田昭夫から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百十六号

公共測量(公共基準点整備)が、平成十九年三月三十日に終了した旨、測量計画機関の長である和光市長野木実から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百十七号

公共測量(基準点測量及び出来形確認測量)が、平成十九年三月三十日に終了した旨、測量計画機関の長である朝霞市向山土地区画整理組合理事長大貫清から

通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百十八号

平成十七年埼玉県告示第二千七十七号(建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程等の指定について)の一部を次のように改正し、平成十九年六月二十日から施行する。

改正後の告示の規定は、同日以後に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号以下「法」という。)第六条第一項の規定により確認の申請書を提出する建築物、

法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第十八条第二項に規定する計画を通知する建築物について適用し、平成十八年一月一日から平成十九年六月十九日までの間に法第六条第一項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第六条の二第一項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物で、改正前の告示の規定による中間検査の対象となるものであり、かつ、当該中間検査を受けていないものについては、改正前の告示の第一号から第七号までの規定による。

平成十九年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

「及び法第十八条第二項に規定する計画前文中「第七条の三第一項」を「第七条の三第一項第二号」に改め、第六号を削り、第七号中「及び法」を「法」に改め、「書類を提出する建築物」の下に

埼玉県告示第八百十九号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

番号	都市計画区域名	都市計画の種類及び名称	期日及び時間	場所
一	入間	「住宅市街地の開発整備の方針」の変更	平成十九年五月二十九日午後二時から	入間市役所C棟四階入札室
	入間市			

埼玉県告示第八百二十号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	期日及び時間	場 所
一	毛呂山・ 越生	毛呂山町 越生町 鳩山町	「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	平成十九年五月 二十九日午後二 時から	毛呂山町中央公民館 視聴覚室

埼玉県告示第八百二十一号

平成十九年四月十三日付け埼玉県告示第六百五十三号で告示した都市計画に関する次の公聴会については、公述申出書の提出がなかったので、埼玉県都市計画公聴会規則(昭和四十五年埼玉県規則第三号)第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成十九年五月十八日

埼玉県知事 上田清司

番号	都市計画 区域名	市町村名	都市計画の種 類及び名称	期日及び時間	場 所
一	鴻巣	鴻巣市	「住宅市街地 の開発整備の 方針」の変更	平成十九年五月 二十五日午後二 時から	鴻巣市中央公民館

埼玉県告示第八百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年五月十八日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
情報通信ネットワークシステムの賃貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成19年12月1日(土)から平成23年11月30日(水)まで
ただし、翌年度以降において、歳出予算の当該契約の金額について減額又は
削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部会計課が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力又は記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 納入する物品について仕様書の指示する機能証明書等を作成し、平成19年6月22日(金)午後5時まで以下記の場所に提出し、審査を受けた結果、当該物品が仕様書に示す各要求事項に適合すると認められた者であること。
〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部情報管理課 電話048-832-0110 内線2423
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入

札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部会計課調度第二係 永島幸雄 電話048-832-0110 内線2244 フラクシ
ミリ048-824-4607

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年6月29日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成19年6月28日（木）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部会計課 平成19年6月29日（金）午前10時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請

書を下記に示す方法で平成19年6月22日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（2(4)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送、持参又はフラクシミリにより送信すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当（電話048-830-5775（直通） 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of the system of

Information communication network

(2) Time-limit for tender : By the electronic tender system ; 10 : 00 a.m., June 29 2007 By mail and In person ; 5 : 00 p.m., June 28, 2007

(3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2244

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十九号

谷口建一

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月十八日
埼玉県東松山県土整備事務所長

- 一 許可番号 平成十九年四月十八日 第一九〇〇一〇号
- 二 検査済証番号 平成十九年五月十四日 第一九〇〇一八号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字新道上二〇四一、一〇四一九
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 比企郡滑川町みなみ野四一七一〇 株式会社 翼ホーム 代表取締役 松本 主税

- 一 許可番号 平成十八年十二月八日 第一八〇一四五〇号
- 二 検査済証番号 平成十九年五月十四日 第一九〇〇一七号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称 比企郡滑川町大字羽尾字新橋一一一三―五、一一一三―七、一一一五―三、一一一五―四、一一五九―二、一一五九―三、一一五九―七
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 川口市大字小谷場三九九番地アンプ ルールフェールSKY二〇四号室 上野 大介

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年五月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 秩父荒川線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	秩父市久那字田中二二六四番一地先から同市久那字田中二二九一番三地先まで		七・七〇～一〇・五〇	九七・八〇	自転車歩行者道整備工事による拡幅
新			九・五〇～一〇・五〇		

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十九号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年五月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成十九年四月二十五日

指令行整第一九〇〇二〇号

二 検査済証番号

平成十九年五月九日第四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字中種足字十八番

三二一四一三、三二一四一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

加須市花崎北一―一八―二

有限会社 グローバルハウス

代表取締役 松本 剛

埼玉県収用委員会告示第三号

平成十九年五月九日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告

する。

平成十九年五月十八日

埼玉県収用委員会会長

松下 祐典

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成十八年度第五号

二 起業者の名称及び住所

埼玉県

代表者

埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

三 事業の種類

一級河川荒川水系鴨川改修工事

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県さいたま市桜区大字五関字古貝戸

地番 一一〇番三

地目 登記簿 宅地

現況 宅地

面積 登記簿 二五・〇〇

平方メートル

実測 二五〇・九五

平方メートル

面積 一八七・六五平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の

面積

一八七・六五平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

氏名 友光相子

住所 埼玉県さいたま市桜区大字五関一〇六番地

五関一〇六番地

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

1 氏名 武井進

住所 埼玉県さいたま市桜区大字五関一〇番地

2 氏名 東京電力株式会社

住所 東京都千代田区内幸町一丁目一番三号

3 氏名 東日本電信電話株式会社

住所 埼玉県さいたま市中区玉雅俊

4 氏名 さいたま市水道事業管理者 浅子進

住所 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷一丁目十八

権利の種類 土地使用借権

権利の種類 土地使用借権

権利の種類 土地使用借権

権利の種類 土地使用借権

権利の種類 土地使用借権

権利の種類 土地使用借権

権利の種類 土地使用借権

権利の種類 土地使用借権

権利の種類 土地使用借権

権利の種類 土地使用借権

権利の種類 土地使用借権

権利の種類 土地使用借権

権利の種類 土地使用借権

権利の種類 土地使用借権

権利の種類 土地使用借権

番二号

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
発行所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇(代表)